

麻華こども園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人柳原福祉会
代表者氏名	理事長 櫻井惟代
所 在 地	静岡市葵区北1丁目29番25号
電 話 番 号	054-247-8200
法人設立年月日	昭和54年12月27日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営・一時預かり事業・障害児通所支援事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	・養護と教育が一体となる乳幼児保育
運営方針	① 多様化する保育ニーズに適切に応えられるよう、延長保育、子育て支援事業等きめ細やかな対応に配慮する。 ② 保育教諭は、専門的知識を持って子どもに添い、常に自らの資質と専門性の向上に努める。 ③ 地域社会全体で子どもを護り、「生きる力」（主体的に行動し、よりよく問題を解決する資質や能力）を賦与できるよう、保育に関する情報提供と子育てに関する相談援助を行い、地域の子育ての中核機関として機能するよう努める。

3 施設の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	麻華こども園
開 設 年 月 日	昭和55年4月1日
施 設 の 所 在 地	静岡市葵区北1丁目29番25号
連 絡 先	電話番号 054-247-8200 F A X 054-246-8526
事 業 所 番 号	21228
管 理 者	園長 中原美華
利 用 定 員	満3歳以上の児童【1号】 9人 満3歳以上の児童【2号】 60人 満1歳以上満3歳未満の児童【3号】 24人 満1歳未満の児童【3号】 6人
職 員 数	24人
嘱 託 医	菅小児科クリニック 菅 明彦 TEL 054-267-3755 麻機歯科医院 坂本真実 TEL 054-247-7108 薬剤師 福田達也 TEL 054-207-7301

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び日曜日、国民の祝日は休園とする。 なお、教育標準時間認定（1号認定）こどもについては、以下についても休園とする。 ・土曜日・園長の定める夏期休業・冬期休業・春期休業	
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定（1号認定）	午前9時00～午後4時まで ※午前7時00分から午前9時00分、午後4時から午後6時までの範囲内で延長保育を実施。
	保育標準時間認定（2・3号認定）	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※午後6時から7時までの範囲内で延長保育を実施。
	保育短時間認定（2・3号認定）	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※午前7時00分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時までの範囲内で延長保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	2957.86 m ²	
建物	構造	鉄骨造3階建	
	延床面積	925.41 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	ばら組	1室	58.04 m ²
	たんぼぼ組	1室	58.04 m ²
	もも組	1室	52.74 m ²
	すみれ組	1室	54.79 m ²
	ちゅうりっぷ組1歳児	1室	44.42 m ²
	ちゅうりっぷ組0歳児	1室	56.57 m ²
	遊戯室	1室	223.62 m ²
	給食室	1室	31.73 m ²
	多目的室	1室	53.91 m ²

本園では「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和5年3月）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	有	0人	
副園長	1人	有	0人	
主幹保育教諭	1人	有	0人	
保育教諭	9人	有	9人	有
栄養士	1人	有	0人	
調理師	1人	有	0人	
保育補助	0人		5人	
事務員・用務員	1人		3人	無

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

1号認定児	2号認定児	時 間	3号認定児
延長保育	順次登園 戸外遊び・室内遊び	7:00 9:00	順次登園 室内遊び
登園 朝礼（月曜日） 体操 朝の会 （歌・出欠席確認）	朝礼（月曜日） 体操 朝の会 （歌・出欠席確認）	9:15	朝の会（歌・手遊び等） 体操 お茶休憩
散歩・園庭遊び・絵画制作・音楽遊び 運動遊び・プール遊び・食育クッキング 各行事の準備・季節行事等 和太鼓(年長) 体操教室（年少・年中・年長） 英会話(年中・年長)		9:20 10:45	散歩・園庭遊び プール遊び・絵画制作遊び 音楽遊び・運動遊び等 離乳食(0歳)・給食 絵本読み聞かせ
給食・絵本読み聞かせ お昼寝(年少・年中は年度途中まで) 清掃活動・書き方指導・手先の活動		12:00 14:30	お昼寝 おやつ
おやつ 帰りの会		15:00	園庭遊び・室内遊び
降園 延長保育	順次降園・園庭遊び	15:30～ 18:00	順次降園
	延長保育	18:00～ 19:00	延長保育

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、栄養士の作成する献立に基づき全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の対応をできる限り行います。場合によっては、昼食持参してもらうこともご了承ください。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、連絡帳に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳や別紙に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

年12回程度未就園児を対象に体操教室・リトミック・行事等に参加し保護者同士の育児についても話し合う。

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育に係る上乗せ徴収及び実費徴収

(1)に掲げる保育料のほか、上乗せ徴収及び実費徴収として、下記の費用を負担していただきます。

①上乗せ徴収

費用の種類	納付額		徴収の理由
	3歳児	4.5歳児	
保育教材費	160円/月	100円/月	書き方教材等の文具類
保健衛生費	90円/月		衛生用品として
	乳児(0.1.2歳児)		
保健衛生費	380円/月	500円/月	衛生用品として

②実費徴収

項目	対象年齢	金額	
給食費 (主食・副食・おやつ)	1号認定・2号認定 (幼児)	月額	5,550円
絵本代	3・4・5歳児	月額	400円程度
道具代	0歳児	年額	0円程度
	1歳児	年額	500円程度
	2歳児	年額	500円程度

	3歳児	年額	7,000円程度
	4歳児	年額	1,500円程度
	5歳児	年額	1,500円程度
被服代(園服・体操着等)	幼児進級時	年額	10,000円程度

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

※保護者会費 全園児 月額 300円

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
教育標準時間認定 1号認定	午前7時00分から午前9時00分	一時間 200円
	午後4時から午後6時	一時間 200円
	長期休暇中保育料	一日 800円
保育短時間認定 2・3号認定児	午前7時00分から午前8時30分	一時間 200円
	午後4時30分から午後6時	一時間 200円
保育標準時間認定 2・3号認定児	午後6時から午後7時	一時間 200円
	午後7時以降(緊急時の場合のみ)	一時間 1,000円

9 支払方法

口座振替払

指定金融機関：しずおか焼津信用金庫

引落日：毎月29日、再引落日：翌月5日

(休日の場合は、翌営業日)

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	東京海上保険株式会社	
保険の種類	団体傷害保険	
保険の内容	1事故につき	7億円
	1名につき	1億円

13 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：静岡市千代田消防署 届出日：平成27年12月 防火管理者：園長 中原美華
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器、119番通報装置
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

(1) 台風等で警戒レベルが発令された場合は、下記の通りの対応をする。

下記のいずれかに該当する場合は重要な災害の危険性が著しく高まっていると判断し、1号、2・3号に関係なく自宅待機または臨時休園となる。

- ・所在する地域に特別警報(警戒レベル5相当)が発令された場合
- ・所在する地域に「高齢者等避難(警戒レベル3)以上が発令された

警戒レベル・行動	登園前	保育時間中
5【命を守る行動】 災害発生情報・特別警報 4【全員避難】 避難指示(緊急)／避難勧告 3【高齢者等避難】 避難準備／高齢者等避難開始	自宅待機 または臨時休園 (※)	降園を基本とする。

※連絡アプリ「コドモン」にて連絡

※自宅待機を解除するか臨時休園にするかの判断は、午前11時までに最終決定。

※緊急連絡の緊急連絡先順番にそって連絡をしますので、すぐに連絡が取れてお迎えに来れる体制を作っておいてください。

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 中原美華
-------------	---------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付責任者	園長 中原美華	
苦情解決担当者	主幹保育教諭 大多和記美代	
第三者委員	漆畑 恵子	静岡市葵区
	寺田 雄司	静岡市葵区
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	